

# 徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続 支援事業補助金事務局運営業務 募集要項

## 1 業務概要

### (1) 業務名

徳島県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業  
補助金事務局運営業務

### (2) 業務目的

徳島県が実施する「介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業」に基づき、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護事業所等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助金を支給するにあたり、書類審査業務、電話相談等の事務局運営業務を委託し、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

### (3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (4) 委託期間

契約締結の日から令和8年9月30日（水）まで

## 2 委託費の上限額

30,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

※管理費は事務経費の10%以内とすること。

※県の令和7年度2月補正予算が成立しなかった場合又は減額となつた場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合がある。

## 3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

### (1) 法人等及びその代表者が次の事項に該当しない者

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- ② 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっている者
- ③ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう、以下同じ。)又はその構成員(暴力団の

構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制下にある団体

- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
  - ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
  - ⑥ 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
  - ⑦ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
  - ⑧ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 破産者で復権を得ない者
    - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることが無くなった日から2年を経過しない者
  - ⑨ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当で無いと認められる者
- (2) 共同企業体(以下「JV」という。)の参加申込みについては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
- ① 全ての構成員が上記3(1)の全ての要件を満たす者であること。
  - ② 各構成員が、本プロポーザルに関して、他のJVの構成員を兼ねていないこと。

#### 4 選定のスケジュール(予定)

令和8年2月18日(水)	募集開始
3月 3日(火)	質問受付締切
3月 5日(木)	参加申込締切
3月10日(火)	企画提案書の提出締切
3月中旬頃	選定委員会
3月中旬頃	結果通知
3月中旬頃	契約締結・業務開始

#### 5 企画提案書等の作成及び提出方法等

##### (1) 提出書類及び部数

次の書類を提出すること。

- ① 参加申込書(様式第1号) 1部
- ② 誓約書(様式第2号) 1部
- ③ 提案者の概要等(様式第3号) 1部
- ④ 企画提案書(様式第4号) 正本1部、副本5部

- ⑤ 見積書（任意様式） 正本1部、副本5部
- ⑥ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部（発行後3ヶ月以内のもの、写し不可）
- ⑦ 直近の決算書又はこれに類する書類（確定申告書の写し等） 1部
- ⑧ 直近の国税及び都道府県税の納税証明書 1部
- ⑨ 共同企業体協定書兼委任状（様式第6号） 1部 ※JV参加の場合のみ

（2）提出期限

① 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加（企画提案書を提出）する場合は、令和8年3月5日（木）17時【必着】までに、「参加申込書（様式第1号）」（JVを結成してプロポーザルに参加する場合、「様式第1号」に代えて「様式第1-2号」）を提出すること。

② 企画提案書等の提出

令和8年3月10日（火）17時【必着】までに、5（1）②～⑧に記載する書類等を提出すること。

なお、郵送により提出する場合も同様とする。

（3）提出方法

持参又は郵送により、期限までに「10 問合せ先及び各種書類の提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

（4）提出に関しての留意点

- ① 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- ② 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがある。
- ④ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ⑤ 提出された企画提案書は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。
- ⑥ 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- ⑦ 企画提案に要する全ての費用は応募者の負担とする。
- ⑧ 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、原則として当該書類を無効とする。
  - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
  - イ 虚偽の内容が記載されている場合
  - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - エ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ⑨ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。
- ⑩ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

## （5）参加の辞退

企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。

## 6 質問の受付

### （1）受付期間

令和8年2月18日（水）から3月3日（火）17時まで

### （2）受付方法

電子メールにより、「10 問合せ先及び各種書類の提出先」あてに質問書（様式第5号）を提出すること。なお、電話により着信を確認すること。

### （3）回答方法

参加申込者に対し、電子メールにより回答を送付する。

## 7 委託候補者の選定方法

### （1）審査方法

委託候補者の選定は、県が別に設置する「選定委員会」における総合的な評価を踏まえて決定する。

### （2）評価基準

選定委員は、次の項目に基づき審査を行う。

- ① 事業実施のスケジュール
- ② 事業の実施体制
- ③ 支援金支払業務の執行管理
- ④ 問合せ対応（コールセンター）業務
- ⑤ 申請者の利便性
- ⑥ 支援事業制度の周知
- ⑦ 過去の事業実績
- ⑧ 財務の状況
- ⑨ 経費の積算

### （3）審査結果の通知及び公表

審査の結果は、全ての提案者に文書で通知するとともに、県ホームページにおいて最優秀企画提案者の名称等を公表する。なお、審査の経緯や個別の採点内容については公表しない。また、審査結果の内容に対する照会、異議申し立ては受け付けない。

## 8 失格要件

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない者
- ② 審査の公平性を害する行為があった者
- ③ 前各号に掲げるもののほか、失格に相当する事由があると審査委員会が認める者

## 9 契約の方法

### （1）契約内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、県と委託候補者が協議を行い決定する。この協議の際に企画提案の一部を変更することがある。

(2) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかつたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となつた者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行つた上で、契約を締結する。

#### 10 問合せ先及び各種書類の提出先

徳島県保健福祉部長寿いきがい課 施設サービス指導担当

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2182

FAX 088-621-2840

E-mail choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp